

学校いじめ防止基本方針(行動計画)

I いじめについての基本的な考え方

いじめの定義	「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）
学校の現状と課題	本年度、校内で認知し解消に向けて取り組んだ「いじめ事案」や、いじめに発展する懸念がある事案としては、特定の児童に対する悪口や中傷的な発言及び、個人所有の物品へのいたさず等となっており、現時点で校外諸機関と連携して取り組まなければならない状況になっているケースは発生していないと認識している。しかしながら、以前、本校及び周辺校も含め取り組みを行ってきた、「インターネットと通信機能付ゲーム機」を介した「いじめ事案」等の発生もあり、教職員の認知しにくい事案も潜在しているのではないかとともに注意していかなければならない状況である。今後とも、保護者や地域住民の声を傾聴しつつ、定期的に児童向けアンケートを実施するなどして、「いじめ事案」の早期発見と早期対策に取り組んでいく必要がある現状となっている。
学校の基本的認識	「いじめ」と、「わるふざけ」や「あそび」等とを明確に見極めていくことに留意しつつ、「あそび」や「ふざけ」が発端となり「いじめ」へと発展していくケースも想定しながら、昨年度より校内において定期的に行ってきた「いじめ対策等校内委員会」において、各学年や学級の現状を報告しあい、「いじめ」発生が疑われる場合は、規定されている基準に照らしながら校内委員会において認知の有無を決定していく事を基本とする。併せて、特に担任のみによる、ケースの「抱え込み」によって、物事を情緒的にとらえすぎる事の無いように注意をする。また、発生している事実をできるだけ正確に認識した上で、早期に「いじめ」を認知し、取り組みをスタートさせていくという校内システムの構築と、教職員の共通認識を確立していく事を基本とする。
いじめ防止等に向かう学校の姿勢	○教職員の人権感覚を高めるような校内研修を実施し、いじめ及び人権侵害や差別事象等を見逃さないよう取り組みをすすめる。 ○日常での児童の言動に留意し、不適切な言動等については、先ず「即指導」を入れるようにし、ケースの悪化や進行を抑止する。 ○人権教育や心の教育を取り組みの柱として位置づけ、道徳の時間を要として、より良い人間関係の築き方について学ばせるようにする。 ○校内においては、「いじめ対策等校内委員会」を定期的に行い、情報共有と取り組みの確認を行うようにする。 ○保護者や地域等からの情報を受けとめ、「いじめ」の早期発見に活かすようにする。 ○毎年、インターネットの危険性について、少年サポートセンターや高知市少年輔導センター等と連携した授業を実施する。 ○高知市人権教育研究協議会・城西支部において児童・生徒の状況を共通理解できるような研修日を実施し、中学校区内における児童・生徒間の諸問題やその背景について理解を深めながら取り組むようにする。

Ⅱ いじめを「未然に防止」するための年間計画

	目 的【例】	具体的な取組	実施時期																検証 (○ △ ×等)
			通年	学年 始	4月	5月	6月	7月	夏 季 休	9月	10月	11月	12月	冬 季 休	1月	2月	3月	学 年 末	
ア と学校・教 職員組むこ と	1 全ての子どもが参加・活躍 できるための授業改善	教職員による授業公開			○	○	○		⑥	○	○	○	⑥			○			
		授業力向上のための研修と共通理解		○					○									○	
		研究授業の実施と分析				○	○	○		○	○	○	○						
	2 教職員自身の人権感覚の 向上のための校内研修	校内研修の実施					○		○		○		○						
		人権教育の観点での授業公開・意見交流					○		○										
		発達等課題を要する児童の共通理解	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
	3 いじめを予防する 相談体制の整備	いじめ等の内容を共有できる職場づくり	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		相談先の明確化		○					○						○				
		いじめ-Q-U-あったかアンケートの実施と分析と指導					○	○				○		○					
イ と児童（生 徒）への指 導	1 人とかかわることの喜びや 大切に気づかせる指導	道徳・人権教育・学級活動等を通した常時指導	◎		○	○	○	○		○	○	○		○	○	○			
		保・幼・小・中等等での異学年交流	◎		○	○	○	○		○	○	○	⑥		○	①	○		
		集会活動に向けての取り組みや支援			○							○	○		○	○			
	2 「いじめ」について学ばせる 計画的指導	道徳・人権教育・学級活動等を通した常時指導	◎		○	○	○	○		○	○	○		○	○	○			
		外部講師による講演会や授業		④	⑤	⑥													
		児童会による自主的活動の支援	◎		○	○	○	○		○	○	○		○	○	○			
		全校集会等での呼びかけや指導	◎		○	○	○	○		○	○	○		○	○	○			
		生活に関する決まり等の指導		○				○		○				○		○			
	3 自己有用感や自尊感情を 高める指導	あったかプログラム等の実践			○					○				○					
人権学習・読書活動等の充実		◎		○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○			
委員会活動の充実		◎			○	○	○	○		○	○	○		○	○	○			
ウ と連携者・地 域組むこ と	1 子どもたちが肯定的に認め られる地域との関係づくり	地域行事への積極的参加						○	③	○		○		○	○	○			
		児童の自主的活動への支援・要請	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	2 家庭・地域からの情報を受け やすい体制づくり	HP・学校通信等での呼びかけ	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		地域の各関係団体等との連携	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	3 いじめ防止の重要性につ いての広報・啓発 (インターネットいじめを含む)	HP・学校通信等での呼びかけ								○				○					
		地域講演会・学習会等の開催						○					○						

高知市立旭東小学校

平成 31 年 2 月 28 日 策定

Ⅲ いじめを「早期発見」「早期解決」するための方策

	目 的【例】	具体的な取組	検証
ア 早期発見のために	1 小さな変化や兆候に気づく	いじめは、いつ・どこでも・だれにでも起こりうるものとして、児童のようすをしっかりと観察し、把握に努める。 個々の教職員で個別に判断することなく、児童の気になる変化はメモ等で残し情報共有し、複数の視点で観察を継続する。 Q－Uや学校生活アンケートを実施して気になる児童には積極的な働きかけを行い、まずは、安心感をもたせる。	
	2 気づいた情報を確実に共有する	情報メモの様式(5W1H)を統一し、担当者が集約するものとして、情報の一元化を図る。 「校内いじめ防止・対策委員会」に遅延することなく情報をあげ、関係者からの迅速な情報収集に努める。 いじめの可能性があるなしにかかわらず、安易に否定することなく、事案発生を念頭におき連絡を密に取り合う。	
	3 家庭・地域と連携した見守りをする	日頃から学級・学校通信・HP等を活用し、開かれた学校づくりに努め、家庭からの情報を受けやすい体制を整えておく。 青少協・民生委員・交通安全会議・指導委員・開かれた学校等の地域諸団体と連携を深め、情報を受けやすい体制を整えておく。 ポスターや相談カード等で、学校以外の相談窓口の所在を、児童や保護者に周知させ、紹介していく。	
イ 早期解決のために	1 組織で対応する	解決のための主体は組織であるとし、教職員個人の責任とか判断のみで対応にあたらな	
	2 児童(生徒)へのケア・指導としてやるべきこと	いじめられている児童の安全を最優先に考え、状況把握に努め、本人や保護者の立場に寄り添い対応にあたる。 いじめた側の児童には、「いじめは許さない」という毅然とした姿勢をもってあたるとともに、育成的な指導もしっかり入れる。 いじめの全体像を正確に把握したうえで、必要に応じて当該児童の所属する集団への指導を適切に行う。	
	3 家庭・関係機関と連携して取り組むこと	いじめ問題が起きた際は、家庭との連絡をより密にし、学校の指導方針等を伝え、協力を求め解決にあたる。 日頃から信頼関係を築き、家庭でのようすや交友関係等についての情報を提供してもらい、指導にいかす。 子どもや保護者の希望や悩みを真摯に受け止め、必要に応じて相談機関等の活用も推奨する。	

Ⅳ いじめ問題に取り組むための校内組織(いじめ対策等校内委員会)

ア 目的 「いじめ防止・対策委員会」を設置して、いじめの未然防止・早期発見への取組について協議し、今後の方策を決定する。

イ 構成メンバー

管理職・人権主任・生徒指導主事・養護教諭・特別支援コーディネーター・特別支援副コーディネーター・児童支援
該当学年学級担任及び校外より委嘱した外部委員により構成する。

ウ いじめ防止・対策委員会 年間活動計画(年間 10回以上開催)

通年	校内「いじめ」等対策委員会の定期的開催(定期的な情報交換を含む) いじめの相談・通報の窓口としての役割 外部関係機関との連携のための連絡・調整
1学期	年間活動計画の作成 教職員研修の計画・チェックリストの作成 学校いじめ防止プログラム(あったかプログラム等)の実施 支援の必要な児童についての情報共有と指導の方向性を協議 授業評価アンケート・いじめアンケート(学校は楽しいかなアンケート)の実施
夏季休業	チェックリスト・アンケート等の集計・分析 2学期以降の活動の見直し
2学期	いじめ問題への取り組みについて、保護者・地域へ発信・啓発 学校いじめ防止プログラム(あったかプログラム等)の実施 授業評価アンケート・いじめアンケート(学校は楽しいかなアンケート)の実施 人権教育参観日・道徳参観日の内容について協議・見直し
3学期	チェックリスト・アンケート等の集計・分析 年間活動の集約・見直し 次年度当初に実施する学校いじめ防止プログラムの立案・作成

V 方針や取組の検証と評価について

1、月ごとの定例いじめ対策等校内委員会において、取り組みのチェックを行う。

2、学期ごとに、各ケースの状況を確認し、今後の取り組みについて検討する。

3、年度末において、各ケースの状況をまとめ、それぞれの取り組みについて評価を行うこととし、次年度の取り組みの方針を決定する。